The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜書評＞ Claire Valier, Crime and Punishment in Contemporary Culture
Author(s)	阪口, 祐介
Citation	年報人間科学. 2005, 26, p. 109-113
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/25878
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

◇書　評◇

Claire Valier

Crime and Punishment in Contemporary Culture

Routledge (2004)

阪口祐介

近年、地下鉄サリン事件、和歌山毒物カレー事件、神戸児童殺傷事件、付属池田小事件などの凶悪犯罪がマス・メディアにおいて大きく取り上げられ人々の関心を集めている。そこでは、事件の報道に加えて、犯罪者への非難や犯罪の厳罰化、犯罪被害者の権利などが議論されている。二〇〇〇年には厳罰化である少年法改正が行われ、それ以降の無期懲役判決、地裁の死刑判決は増加していると指摘されている。また、犯罪被害者がメディアで取り上げられることが増え、二〇〇〇年には犯罪被害者保護法が成立した。最近では、監視カメラや、不審者の進入を防ぐ学校のセキュリティーが社会問題となっているように、犯罪への関心は日常生活のレベルまで浸透しているように思われる。私たちはこうした現象をいかに理解し、どのように向き合えばよいのだろうか。

本書は、イギリスとアメリカで起きた犯罪事件を事例として、マス・メディアに注目しながら、現代の犯罪と処罰がいかなるものであるかを明らかにしようとする。犯罪とメディアを扱う先行研究として、出来事がいかに構築され、問題の責任が帰属され、解決が提示されているかをみてゆくニュース・フレイム研究の立場から、犯罪ニュースの分析がされている。また、ある印象的な事件が起こると、実態とはかけ離れた過剰で虚飾的な報道が繰り返され、政治家や道徳家の議論が行われ、法律改正へと至る、というモラル・パニック論から、多くの実証的研究が積まれている。しかし、こうした研究は比較的短いスパンを対象としており、通時的視点に欠けている。これに対し、本書は通時的な視点から、マス・メディアと犯罪と処

罰の関係を捉えようとしている点で意義があるといえる。

本書は七章から構成されている。一章では、フーコーの理論が批判され、十九世紀初頭、メディア上で犯罪のイメージがいかに構成されてゆくかが述べられる。二章では、デュルケムの犯罪理論が批判され、小説や新聞を通して犯罪と処罰のイメージが拡散してゆく現象が考察される。三章では、シカゴ学派の研究が逸脱者に対して偏った視線を持っていたことが批判され、四章では、厳罰を求める支配原理に対抗するものとして、風刺のアイロニー空間が取り上げられる。五章では、インターネットのサイバー空間を民主的で個人主義的と捉える理論が批判され、犯罪についてのコミュニケーションではまったく違った現象がみられることが指摘される。六章では、現代における犯罪の凶悪なイメージの特質が考察され、その被害者のイメージとの結びつきと、報復性への影響が分析される。七章では、通説と異なって西欧の刑罰が寛容になっておらず、メディア上では死刑の影が絶えず潜んでいることが指摘されている。

以下では、本書から「文字メディアにおける犯罪と処罰」、「電子メディアにおける犯罪と処罰」、「犯罪イメージと報復性の結びつき」の三つの論点を提示し、それぞれ批評を加える。最後に、本書の主張を受けて、日本における最近の犯罪の動向について若干の考察をする。

第一の論点は、「文字メディアにおける犯罪と処罰」である。ここでは、見世物としての処罰はなくなるというフーコーの主張、犯罪者への視線は寛容になるというデュルケムの主張が否定される。犯罪や処罰は、その厳しさを減退させたのではなく、新聞や出版物といった文字メディアを通じて、凶悪性や厳しさをまといながらイメージとして伝えられていったというのである。事例として、十九世紀に登場する「犯罪者探し」(p15) の記事があげられ、そこでは、すでに生じた犯罪が再構成され、犯罪行為を推測した物語や容疑者の凶悪なイメージが拡散してゆくと指摘される。また、十九世紀初頭には、「多くの警察新聞が出され、エンターテインメントと犯罪者探しを織り交ぜ、暴力と専門的な犯罪者を警戒させるイメージを広めた」(p23) とイメージの流布が聴衆を巻き込む形で展開していったと述べられている。そして、一八九四年のドレフェス事件の事例があげられ、そこでは「恥辱的な人前での罰の見世物がメディア上で広まり、非常に激しく印象的なイメージを生み出した」(p39) とされ、次のように説明される。ドレフェス事件では軍事機密の認可を与えた罪で告発されたユダヤを出自にもつアルフレッド・ドレフェスに対して人々の激しい怒りが向けられた。ドレフェスは恥辱の儀式において、軍隊、ジャーナリスト、一般市民の前で、勲章や制服を荒々しく剥ぎ取られ泥の中に捨てられ、そこでは怒号が飛び交う。こうした様子が、「多くのグラフィックイメージと臨場感あるコメントによって描かれ、関連した出版物も広まっていった。」(p40) とされている。

この第一の論点の指摘は興味深い。現在ほど出版が発達していない十九世紀から早くも、文字メディア上のイメージとして、犯罪者はより凶悪に描かれ、それがエンターテインメントとしての機能を

持っていたというのである。この仮説は現在の犯罪報道、それを受け取る大衆の関係にも適用可能である。そして、この仮説から、十九世紀から二十世紀にかけてマス・メディアが高度化してゆく過程で、犯罪と処罰のイメージが新たにどのような特質をもってゆくのかということがテーマとして立ち上がってくる。以下ではこうした点が考察されてゆく。

第二の論点は「電子メディアにおける犯罪と処罰」である。第一の論点を受けて、文字メディアから電子メディアへと視点が移される。「アメリカやイギリスで起きた犯罪は、メール、キャンペーン、ウェブサイト、ニュースグループ、チャット、ウェブ投票、詩、写真などのオンライン・コミュニケーションによって広まってゆく」(p92) とされ、そこで生じる新しいコミュニケーションの新たな集合性が考察される。いくつかの事例があげられ、インターネットの掲示板で犯人へ報復するという議論が盛り上がること、裁判所によって禁止された違法な情報が出回り、その情報によって事件、犯人の凶悪なイメージが形成されること、これに影響受け容疑者への反発が高まり、身の危険から釈放が困難になることが指摘される。事例のひとつとして、ジェームス・バルガーを二〇〇一年に殺した若い二人の少年の事件があげられ、次のように説明される。イギリス政府の少年の他国への移送計画が明るみに出ると、国内外から反発が噴出した。オーストラリアでは、かつて犯罪者が移送されていた植民地の歴史が再び刻み込まれるとの議論がおこり、すでに移送されたという誤認情報により、移送への抗議のメールが出回り、政治家も反対声明を出す。こうした事例から、オンライン・コミュニケーションでは「国家を超えた報復のネットワークが連鎖し、殺人者への非難、厳罰の要求がなされるのである」(p103) とされ、そこでは、民主的な議論が長続きせず、怒りに満ちた言葉が流動的に不安定な形で激しく立ち上がってゆく集合性が現れてくると結論付けられている。

こうした第二の論点の、コミュニケーションの容易さにより犯罪への非難や報復性が高まるという主張は興味深いが、電子メディアの特質を捉えるモデルをインターネットに限定することは不十分である。犯罪と処罰のイメージがマス・メディア上で展開する現象を的確に捉えようとするなら、情報技術の発達による伝達の高度化について考える必要がある。この技術の発達によって、テレビや新聞などの報道機関の情報網が張り巡らされ、さまざまな犯罪事件が諸地域から短時間で集められ、ただちに報道される環境が成立してゆく。そこでは人々のニーズを不断に取り込んでゆく資本主義のもと、犯罪のイメージの生産と、人々の消費のサイクルが加速してゆく。こうした現象を的確な分類によって取り込む必要があり、それに言及することなくインターネットの新規性を強調することは、現実の現象を正確に捉えそこなっているといえる。

第三の論点は「犯罪イメージと報復性の結びつき」である。犯罪小説、詳細なプロフィールが示される犯罪記事に頻出する「ゴシック」(p111) (陰鬱で凶悪性を帯びた恐怖の言説やイメージ) は、聴衆を魅了しながら、「暗い姿、ひどい傷とトラウマによって脅威を

かきたて、恐怖の言葉を通して犯罪と処罰を描いていく」(p111)とされる。これはモラル・パニック論がいうような一時的な現象ではなく、現代文化に共通する現象であり、メディアにおいて、犯罪者が潜在的で予期しえない存在だという脅威や、暴力と血と傷のイメージが繰り返されると指摘される。そして、最終的にこうしたイメージに応じた報復的な処罰が求められるとされる。事例として、一九六六年にマンチェスターの北ムーアで愛人とともに数人の子供を殺したミラ・ヒンドレイの事件があげられ、次のように説明される。そこでは、死刑廃止法案が可決されたにもかかわらず、ヒンドレイだけはきわめて凶悪であり死刑を適用すべきだという議論がなされる。結局、死刑は回避されたが、彼女が刑務所で絶望的になっていると告白した手紙が、見世物としてメディアに流通していった。こうした報復性の高まりの背景に、犯人の凶悪なイメージと被害者のトラウマ化されたイメージがある。数年後ごとに撮り直しが行われているにもかかわらず、一九六六年に疲れきり極限的な状況で突然撮影された彼女の写真が、変わらずメディアで取り上げられ続けた。また、殺人が行われたムーアという地と子供の死をトラウマとして描く記事も拡散しゆく。そうしたなか、公判の際には、彼女を乗せた輸送車が憤る人々によって襲撃され、そこでは「吊り上げろ」という怒号が飛び交う。このように、マス・メディア上では、大衆を巻き込みながら、犯罪者の凶悪性、トラウマ、情緒的で記憶化された被害者のイメージが交錯し、最終的に、民衆や政治家による死刑の要求や、犯罪者への非難といった報復性の高まりへと至ると指摘されている。

こうした第三の論点で注意しておきたいのは、「報復性」という言葉が、報復的な用語一般を扱う概念として示されているわけではないということである。「報復性」と言う言葉は、「報復的刑罰(retributive penalty)」(p111)、死刑復活を唱える動き、厳しい形態の犯罪と処罰(punishment)、「復讐の民衆による表出(public expressions of revenge)」(p139)、「自警主義(vigilantism)」(p139)、「復讐(vengefulness)」(p141)という言葉を一つの概念としてまとめたものである。あえてそうしたのは、これらすべては等価なものとして扱われており、これらが連鎖して上昇してくることが、第三の論点の仮説として最も強く主張されているからである。だが、報復性でまとめた個々の現象を等価なものとして扱うのは問題がある。例えば、メディアにおける報復的言説の増加が、法律の厳罰化を意味するわけではなく、逆もまた然りである。よって、これらすべてを含めた報復性の高まりを主張するならば、個々の現象を明確に分類し、ひとつひとつ上昇しているかどうかを実証していく必要があるだろう。

ただ、こうした問題がありつつも、「報復性の高まり」を主張し、その原因を明らかにしようとする本書の試みの重要性は認める。私の考えるところ、本書は報復性の高まりに対して警笛を鳴らしている。例えば、三章では風刺のアイロニーを、死刑を求める報復の物語に疑問を投げかけるものだと評価する。その問題意識は、なぜ人々はこれほど感情的になり、復讐を求めるのかということへの疑問と

批判であり、その正体を明らかにしようとするのである。この研究を進めることで、報復性の高まりを生じさせる凶悪な犯罪への恐怖が社会的構築物であり、自分たちで作り出した怪物におびえているに過ぎない、ということを示すことができるのではないだろうか。

最後に、本書の主張を受けて、日本における現在の犯罪の動向を考察してみよう。最近の日本では、はじめに示した法的な厳罰化に加えて、加害者に対して極刑を求める遺族の声がメディアで取り上げられることが増えており、報復性の高まりが見られる。また、神戸児童殺傷事件や付属池田小事件といった最近の凶悪事件では、犯行の詳細な記述や加害者の凶悪な人格が描かれるとともに、被害者である子供の手紙や顔写真、遺族の手記、同級生の心の傷・PTSDといったトラウマが描かれ、これらと結びつく形で、加害者を非難する報道や法律改正といった報復性の高まりが立ち上がっている。本書に則すと、こうした現象が生じる原因にマス・メディアによる犯罪イメージの拡大がある。一九八五年のニュース・ステーションの成功を機にニュース番組が増え、当初芸能中心であったワイドショーや雑誌は少年犯罪など社会問題のトピックを積極的に扱うようになっていった。そうしたなか、犯罪事件の情報価値が高まってゆき、凶悪な犯罪をエンターテインメントとして消費する環境が加速しながら形成されつつある。このように、本書の主張は日本への説明にも適用できると考えられる。しかし、日本においても、本書のようなアプローチによる研究はほとんどなされておらず、今後この方向での研究が進められることが期待される。その意義を本書に則して述べれば、犯罪への注目、犯罪への不安が高まる社会において、多くの人々にとって自明視された「犯罪の凶悪性」、「過剰な不安」を解体し、われわれに犯罪への相対的な視点を与えてくれることにあるといえるだろう。